〈当健保組合に寄せられる主なご質問内容〉

1. いつから適用されますか？

⇒**令和5年10月20日以降の被扶養者認定分から適用**となります。

（具体例）令和5年11月1日入社による配偶者扶養追加の場合

**1.**令和４年分源泉徴収票コピー＋**2.**給与明細書直近3ヶ月分コピー(令和5年8月、9月、10月支払い分)

※超過していてもやむなしとする月は10月支払い分（10月中に支給される給与分）のみです。

※10月支払い分給与明細書があきらかに超過している場合、プラスして別添（B）**3.**「事業主証明書」ならびに**4.**「雇用契約書コピー」**1.～4.**も添えて提出ください。

※判断がつかない場合は、通常通りの添付書類を提出いただき、健保で判断後**3.4.**書類の提出を依頼いたします。

1. 本年度に実施した令和5年度検認（被扶養者調査）で扶養削除の案内が届きましたが、本通知によって免除となりますか？

⇒収入超過による扶養削除のご案内があった方について、免除にはなりません。

　別添資料Q&A /Q1ー4にもあります通り、通知発出日以降（令和5年10月20日から適用）となる為です。

1. 直近で時給や通勤手当が上がった為、令和5年分（令和5年1月〜12月）の１年間で（60歳未満の方は130万円、60歳以上の方は180万円）を超過する予定ですが、本通知が出たことにより、このまま扶養でいられますか？

⇒上記のみの理由では、基本的には扶養から外れることになります。

　別添資料Q&A /Q1ー8にもあります通り、基本給や恒常的な手当てが新設された場合においては「一時的な収入増加」とは考えにくいことから、認められません。

　しかし、上記の場合でも雇用契約書等で「あくまでも一時的な収入増加」という事が明らかな場合はこの限りではありません。

④直近で扶養超過の予定ですが、すぐに「事業主証明書」を提出する必要がありますか？

⇒すぐに提出の必要はありません。

　毎年8月～10月頃（事業主によって変動もあり得る）に検認（被扶養者調査）を実施しております。

　その際に「扶養基準超過の旨のお知らせ」を受け取った場合に提出をお願いすることになります。

※ご自身の判断で「扶養基準超過」があきらかな場合は、検認で「扶養基準超過の旨のお知らせ」を受け取る前であっても予め「事業主証明書」をご準備されることをお勧めします。

⑤別添資料Q＆A/Q3－4に記載されている内容ですが、安田日本興亜健康保険組合はどのケースに該当するのですか？

⇒ケース4、ケース5です。

⑥別添資料Q＆A/Q3－6は具体的にどういう事でしょうか？

⇒本通知はあくまでも「一時的な収入増加」による対応策になります。

現状の扶養基準である「本人年収の1/2以下」ならびに「社会保険適用要件に該当する事業所で

勤務される被保険者」等の基準に変更ございません。